

新潟市建築関係手数料条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月30日

新潟市長 申原八一

新潟市規則第19号

新潟市建築関係手数料条例施行規則の一部を改正する規則

第1条 新潟市建築関係手数料条例施行規則（平成24年新潟市規則第107号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「及び第9項」を「、第9項、第72項から第76の2項まで及び第81項から第82の3項まで」に、「第11項の2、第11項の3」を「第11の2項、第11の3項」に改める。

第8条中「第76項まで」の次に「（第73の3項において第73の2項の規定を引用する場合及び第76の2項において第76項の規定を引用する場合を含む。）」を加える。

第2条 新潟市建築関係手数料条例施行規則の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第11の3項」の次に「、第52の2項」を加える。

附 則

この規則中第1条の規定は令和8年4月1日から、第2条の規定は令和8年10月1日から施行する。